



目次

規 則	ページ
養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
保安林の解除の予定 (治山林道課)	1
道路の区域変更(2件) (道路課)	1
公 告	
高知県立海岸緑地公園の指定管理者の募集 (海岸課)	7・31揭示
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市計画課)	2
高知県公安委員会規則	
高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則 7・28揭示	3
高知県選挙管理委員会告示	
告示(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部改正	3
告示(農業委員会等に関する法律において準用する公職選挙法の規定による個人演説会を開催できる施設)の一部改正	3
告示(漁業法において準用する公職選挙法の規定による個人演説会を開催できる施設)の一部改正	3
高知県人事委員会規則	
職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 7・29揭示	4
高知県人事委員会告示	
給料表別級別職務区分表の一部改正 7・29揭示	4

規 則	

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
平成20年8月8日	
高知県知事 尾崎 正直	
高知県規則第72号	
養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則(平成元年高知県規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「30,000円」を「15,000円」に、「30,001円」を「15,001円」に、「80,000円」を「40,000円」に、「80,001円」を「40,001円」に、「140,000円」を「70,000円」に、「140,001円」を「70,001円」に、「280,000円」を「183,000円」に、「280,001円」を「183,001円」に、「500,000円」を「403,000円」に、「500,001円」を「403,001円」に、「800,000円」を「703,000円」に、「800,001円」を「703,001円」に、「1,160,000円」を「1,078,000円」に、「1,160,001円」を「1,078,001円」に、「1,650,000円」を「1,632,000円」に、「1,650,001円」を「1,632,001円」に、「2,260,000円」を「2,303,000円」に、「2,260,001円」を「2,303,001円」に、「3,000,000円」を「3,117,000円」に、「3,000,001円」を「3,117,001円」に、「3,960,000円」を「4,173,000円」に、「3,960,001円」を「4,173,001円」に、「5,030,000円」を「5,334,000円」に、「5,030,001円」を「5,334,001円」に、「6,270,000円」を「6,674,000円」に、「6,270,001円」を「6,674,001円」に改め、同表の2の表中「4,800円」を「2,400円」に、「4,801円」を「2,401円」に、「9,600円」を「4,800円」に、「9,601円」を「4,801円」に、「16,800円」を「8,400円」に、「16,801円」を「8,401円」に、「24,000円」を「12,000円」に、「24,001円」を「12,001円」に、「32,400円」を「16,200円」に、「32,401円」を「16,201円」に、「42,000円」を「21,000円」に、「42,001円」を「21,001円」に、「92,400円」を「46,200円」に、「92,401円」を「46,201円」に、「120,000円」を「60,000円」に、「120,001円」を「60,001円」に、「156,000円」を「78,000円」に、「156,001円」を「78,001円」に、「198,000円」を「100,500円」に、「198,001円」を「100,501円」に、「287,500円」を「190,000円」に、「287,501円」を「190,001円」に、「397,000円」を「299,500円」に、「397,001円」を「299,501円」に、「929,400円」を「831,900円」に、「929,401円」を「831,901円」に、「1,500,000円」を「1,467,000円」に、「1,500,001円」を「1,467,001円」に、「1,650,000円」を「1,632,000円」に、「1,650,001円」を「1,632,001円」に、「2,260,000円」を「2,302,900円」に、「2,260,001円」を「2,302,901円」に、「3,000,000円」を「3,117,000円」に、「3,000,001円」を「3,117,001円」に、「3,960,000円」を「4,173,000円」に、「3,960,001円」を「4,173,001円」に改め、同表備考1中「第5条第3項」を「第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表備考2中「、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)」を削り、「第41条第1項及び第2

項」を「第41条第1項から第3項まで」に、「並びに第41条の19の2第1項」を「、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の規定は、平成20年7月1日から適用する。

告 示

高知県告示第519号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成20年8月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所
香南市香我美町岸本字エノ丸1271の3、1271の4
- (2) 保安林として指定された目的
潮害の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所
香南市香我美町岸本字エノ丸1271の3、1271の4
- (2) 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第520号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年8月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 194号
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町清水下 分字ホラガタキ3244 番5から	前	22.6 } 119.3	359

吾川郡いの町清水下 分字幸カケダル3376 番1まで	後	29.0 }	359
		119.3	

高知県告示第521号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年8月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市栃ノ木字北ノ岡1090番1から 安芸市栃ノ木字北ノ岡1377番7まで	前	3.6 }	70
		5.4	
安芸市栃ノ木字北ノ岡1090番1から 安芸市栃ノ木字北ノ岡1377番1地先まで	後	15.3 }	70
		22.6	

公 告

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例(平成13年高知県条例第6号)第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

平成20年7月31日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

1 指定管理者が業務を行う施設の概要

- (1) 施設の名称及び場所
 - ア 高知県立甲浦港海岸緑地公園(以下「甲浦港海岸緑地公園」という。)
安芸郡東洋町白浜
 - イ 高知県立手結港海岸緑地公園(以下「手結港海岸緑地公園」という。)
香南市夜須町坪井
- (2) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 行為の許可等、利用の許可等、許可の取消し等その他の行為又は利用の許可に関する業務
 - (2) 利用料金の収受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
 - (3) 甲浦港海岸緑地公園又は手結港海岸緑地公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (4) 甲浦港海岸緑地公園又は手結港海岸緑地公園の区域外の前面海浜地の清掃に関する業務
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 4 応募資格
高知県内に主たる事業所又は営業所(本社又は本店等)を有する法人その他の団体とし、個人での応募はできないものとする。
- 5 指定の手続
 - (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。
 - ア 2の業務に係る事業計画書
 - イ 2の業務に係る収支予算書
 - ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
 - オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
 - カ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項に該当しないことを証明することができる書類
 - (2) 申請書等の提出期間は、平成20年8月1日(金)から同年9月1日(月)まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は配達記録郵便によるものとし、平成20年9月1日午後5時30分までに必着すること。
 - (3) (1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
 - (4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。募集要項の配布は、平成20年8月1日から同年9月1日まで(高知県の休日を定める条例第1条第1項各

号に掲げる日を除く。)の間、高知県土木部海岸課及び各土木事務所において行う。また、募集要項は、高知県土木部海岸課ホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/~kaigan/>)からも入手することができる。

(5) 申請書等の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者と甲浦港海岸緑地公園又は手結港海岸緑地公園の管理に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2-20

高知県土木部海岸課

電話番号088-823-9887 ファクシミリ番号088-823-9657

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年8月8日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成20年6月11日 20高都計第147号	南国市十市字越越 6245番19	高知市上町三丁目 11番26号 有限会社東邦ハウジング

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年8月8日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成20年7月16日 20高都計第222号	南国市片山字土居 1456番1	南国市片山字土居 1457番地 窪内 里恵

 公安委員会規則

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月28日(揭示済)

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

高知県公安委員会規則第6号

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則(平成4年高知県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「又は第30条」を「、第30条及び第30条の3」に改める。

附 則

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

 選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第55号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部を次のように改正する。

平成20年8月8日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

表中

「

高知市	田淵保育園	高知市菜園場9番4号	平成18年9月8日
〃	下知保育園	高知市中宝永町4番9号	〃
〃	潮江市民会館	高知市南河ノ瀬町161番地	〃

」

を

「

高知市	さえんば保育園	高知市中宝永町4番9号	平成20年8月8日
〃	潮江市民会館	高知市南河ノ瀬町161番地	平成18年9月8日

」

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第56号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第71号(農業委員会等に関する法律において準用する公職選挙法の規定による個人演説会を開催できる施設)の一部を次のように改正する。

平成20年8月8日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

表中

「

〃	下知保育園	高知市中宝永町4番9号	〃
〃	田淵保育園	高知市菜園場9番4号	〃
〃	上街保育園	高知市上町四丁目8番7号	〃

」

を

「

〃	さえんば保育園	高知市中宝永町4番9号	平成20年8月8日
〃	上街保育園	高知市上町四丁目8番7号	平成18年9月8日

」

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第57号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第72号(漁業法において準用する公職選挙法の規定によ

る個人演説会を開催できる施設)の一部を次のように改正する。

平成20年8月8日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

表中

"	下知保育園	高知市中宝永町4番9号	"
"	田淵保育園	高知市菜園場9番4号	"
"	五台山保育園	高知市五台山3360番地	"

を

"	さえんば保育園	高知市中宝永町4番9号	平成20年8月8日
"	五台山保育園	高知市五台山3360番地	平成18年9月8日

に改める。

 人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月29日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第21号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則
 職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項2種の欄中「中央児童相談所長」を削り、同項3種の欄中

「希望が丘学園長」

を

「希望が丘学園長
 中央児童相談所長」

に改める。

附 則

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

 人事委員会告示

高知県人事委員会告示第4号

給料表別級別職務区分表(昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成20年8月1日から施行する。

平成20年7月29日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

別表第1の7級の知事部局の項中「中央児童相談所長」を削る。